

【料金表】

1. 工事種別【新築】における技術的審査の基本料金 新規申込み・変更申込み

1) 住宅

(1) 一戸建て住宅 又は 複合建築物の住宅部分（住戸数が1の場合）  
 ハウスプラスへ電子申請を行った物件で、適合証の電子交付に加え紙面の発行を希望する場合は、  
 下表に 2,200 円を加算する。

(税込)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁、窓を通じての熱の損失の防止に関する基準</li> <li>・一次エネルギー消費量に関する基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他基準</li> <li>・基本計画</li> <li>・資金計画</li> </ul>
延べ面積、階数によらず一律	選択する区分の数によらず 1 申請 一律 42,900 円※	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 1,100 円加算

※設計住宅性能評価（低炭素建築物認定基準を満たす場合に限り）と同時申請の場合は 11,000（税込）とする。

(2) 共同住宅等の建築物全体 又は 複合建築物の住宅部分（住戸数が1の場合を除く）  
 別途見積もりとする。

2. 技術的審査のその他の料金

1) 適合証の滅失、または汚損・破損による再発行

別途定める低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証再発行申請書を正副2部提出すること。

(税込)

再発行単位	料金
住戸	1 住戸あたり 5,500 円
建築物	1 建築物あたり 5,500 円

※一の申請における住戸ならびに建築物の再発行については、それぞれにおいて算定したものの合計額とする。

2) 事前相談等に係わる費用を別途請求できるものとする。

3) 技術的審査料金を減額するための要件

- ・当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- ・依頼者が年間開発戸数の全てをハウスプラスに申請する旨の年間契約を行う場合。
- ・ハウスプラスが定める戸数以上の申請が見込めるときで、当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。

4) 技術的審査料金適合審査を増額するための要件

- ・申請者の非協力その他ハウスプラスに帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。

5) 技術的審査料金適合審査の取下げ手数料

(税込)

取下げのタイミング	取下げ手数料
受付前	なし（全額ご返金）
受付後・質疑前	一律 5,500 円
ハウスプラスからの質疑書提出後	審査料金全額

ただし、ハウスプラスが認める場合又はハウスプラスの責めに帰すべき事由により審査の業務が実施できなかった場合は、この限りではない。